

# (仮称) 富里市犯罪被害者等支援条例 骨子 (素案)

富里市総務部市民活動推進課



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」



# 1 条例制定の背景

犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族は、命を奪われる、家族を失う、身体を傷つけられるといった目に見える被害に加え、精神的な被害を負うとともに、捜査や裁判過程における精神的負担、周囲の人々の誤解による中傷や噂、過剰な報道などの二次被害に及ぶ場合もあります。

そのような方々が、一日も早く再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体での支援が求められています。

本市では、平成27年4月に施行した「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、関係機関と連携し、国や千葉県、その他の支援団体が行う支援制度などの情報提供や相談窓口の紹介等により被害者等に寄り添った支援に努めてきましたが、犯罪被害に特化した条例は制定されていません。

犯罪被害に遭われた方にとって最も身近な窓口として犯罪被害者等への更なる支援を行っていくため、(仮称) 富里市犯罪被害者等支援条例を制定するものです。



ギョuttoちゃん

## 2 条例の目的と理念

### ■目的

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### ■基本理念

犯罪被害者等支援は、

- 個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。
- 被害及び二次的被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮し、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏を害することのないよう行われるものとする。
- 市、関係機関等、市民等が相互に連携し、協力して推進するものとする。



ギュっとちゃん

## 3 定義

### ■ 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

### ■ 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

### ■ 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組

### ■ 市民等

市内に居住、通勤、通学している者、市内において事業若しくは活動を行う団体

### ■ 関係機関等

国、千葉県、警察、公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの

### ■ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく言動、理解、配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害

### ■ 再被害

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害



## 4 責務

### ■市の責務

市は、基本理念に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し実施するものとします。

### ■市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じないよう十分配慮し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。



## 5 支援の取組等

### ■相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供等を行い、関係機関等との連絡調整を行うものとしします。

### ■支援金の支給

市は、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し支援金を支給するものとしします。

### ■居住の安定

市は、犯罪被害者等の居住の安定を図り、二次的被害、再被害を防止するため、転居に要した費用の一部を助成するものとしします。

### ■市民等の理解促進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性などについて市民等の理解を深め、二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう、広報、啓発等必要な施策を講ずるものとしします。

### ■民間支援団体への支援

市は、民間支援団体等の犯罪被害者等支援関係者に対して、その活動の促進を図るため、必要な情報の提供等の支援を行うものとしします。

### ■支援の制限

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合やその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないものとしします。



ギョっとちゃん

## 6 条例制定のスケジュール

- ▶ 令和6年12月19日から令和7年1月8日までパブリックコメント実施（予定）
- ▶ 令和7年3月定例会において議会へ条例案を提出（予定）
- ▶ 令和7年4月施行（予定）